

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

原子力事業所の事故等による放射性物質又は放射線の拡散に対して、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質、及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2) 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1項第1号に規定する被害をいう。
- (3) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。
- (4) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する事象をいう。
- (6) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第1項第2号に規定する事態をいう。
- (7) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるために支援を要する人をいう。

第3 基礎とするべき災害の想定

県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5km）」及び「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力事業所から概ね30km圏）」にも含まれていない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質及び放射線が緊急時防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線が広範囲に拡散し、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はその恐れのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興対策を実施する。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県及び原子力事業所等からの情報収集、並びに市民等への連絡及びモニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に的確に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性がある場合を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、最大の努力を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策に準じて、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- 1 放射性物質又は放射線の拡散情報等に関する伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- 2 市民等の退避、避難、立入制限及び広域避難に関すること。
- 3 災害時におけるモニタリング等に関すること。
- 4 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- 5 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- 6 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- 7 汚染物質の除去等に関すること。
- 8 その他原子力防災に関すること。

第2章 災害に対する備え

放射性物質又は放射線の拡散に対する第3章に掲げる応急対策が、迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、次の対応を行う。

1 モニタリング等

市及び県が相互に連携し、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 広域的な避難に備えて他の市町村と避難所の相互提供等について協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結を進める。
- (2) 施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建築物を退避所又は避難所に指定するよう調整に努める。

3 健康被害の防止

必要に応じて汚染検査体制の把握、準備及び医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しを把握する。

4 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市、県及び原子力事業者は、市民等に対し必要に応じて次の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 関係機関が講じる対策の内容に関すること
- (5) コンクリート屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質又は放射線の拡散から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 新潟県及び静岡県等に立地する原子力発電所で特定事象が発生した場合、県等に対し情報の提供を求め、事故の状況、市内への影響等の把握に努める。
- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配置する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合、原子力災害合同対策協議会へ職員を派遣し、原子力事業所の状況、モニタリング情報、市民避難・屋内退避等の状況に加え、国及び所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県等が行う応急対策について必要な調整を行う等、原子力災害合同対策協議会との連携を図る。
- (4) 県と連携を密にして情報の把握に努める。

2 通信手段の確保

必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

1 活動体制

(1) 警戒本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、警戒本部を設置し事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのあるとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき

イ 組織

本部長：市長、副本部長：本部長の指定する者、本部員：関係部課長等

ウ 所管事務

情報の掌握及び指示の徹底、各部課の情報交換、対応の調整等

エ 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 市内において屋内退避又は避難の恐れがなくなると認められるとき。

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

- (ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。
- (イ) その他市長が必要と認めたとき。

イ 組織

大町市災害対策本部条例の定めにより、次のとおりとする。

本部長：市長、副本部長：本部長の指定する者

本部員：教育長、関係部課長等

ウ 所管事務

大町市災害対策本部の事務所掌に定める事務

エ 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

- (ア) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。
- (イ) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めるとき。

2 国の職員及び専門家等の派遣要請

市内において屋内退避又は避難が必要となる恐れがある場合、必要に応じて県又は原子力事業者に対し、専門家又は職員の派遣を要請する。

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となる恐れのあるとき次の対応を実施する。

1 災害時のモニタリング

必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

2 放射能濃度の測定

必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

1 健康被害防止対策の実施

必要に応じてスクリーニング、除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市民等に対する的確な情報提供及び広報を、多様な媒体を活用して迅速に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、及び一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県等と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間が生じな

いよう定期的な情報提供に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 当市に対し原子力緊急事態が宣言され、原災法第15条に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法により情報を提供する。

ア 報道機関によるラジオ、テレビ、新聞等を通じての報道

イ 警察署・交番等での情報提供や、必要に応じてパトロールカーによる巡回、広報活動

ウ 消防本部の広報車両等による広報活動

エ 防災行政無線や広報車両等による広報

オ 小中学校等については、市教育委員会を通じて連絡、指示

カ 必要に応じて関係機関や電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者に対して市民への適切な呼びかけを依頼

キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、若しくは原子力緊急事態宣言があったときから解除宣言があるまでの間において市民等の生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避する等の必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添者の避難を優先する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 避難所の開設にあたっては、避難所ごとに避難者の早期把握に努める。また、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者に十分配慮して対応する等、円滑な運営管理に努めるとともに、良好な生活環境の維持を図る。

(3) 「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率（※2））	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物（※3）の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転（※4）させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- ※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- ※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 広域避難活動

- (1) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施について協力を要請する。
- (2) 市長は、避難者を把握するとともに、市民等の避難先を指定し、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な救助活動を実施する。

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送体制の確立

- ア 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要な調整を行う。
- イ 人員、車両等に不足が生じたときは、必要な支援を県に要請する。

2 緊急輸送のための交通路の確保

緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに、交通情報の提供を行う。

第9節 飲食物の摂取制限等

1 飲食物の摂取制限

国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

国及び県からの指示があったとき、又は放射線被ばくから市民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 飲食物摂取制限に関する指標

(1) 放射性ヨウ素

対 象	放射性ヨウ素の基準値
飲料水	300ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム以上

（「原子力災害対策指針（平成24年10月31日）」より）

(2) 放射性セシウム

対 象	放射性セシウムの基準値
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム

（厚生労働省省令及び告示より）

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

1 避難者の受入れ

(1) 緊急的な一時受入れ

必要に応じて、市の施設等を一時的な避難所として開設する。

なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

ア 被災自治体等から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設により対応する。

イ 上記による受入れが困難な場合は、関係団体と協議のうえ、旅館・ホテル等を借り上げて避難所とする。

(3) 中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入れ

ア 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。

イ 必要に応じて民間賃貸住宅を借り上げ、2年間を限度に応急受入れ住宅として提供する。

ウ 長期的に本県に居住する意思のある者については、住居、就業等の相談に対応する等、定住支援を行う。

2 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市内に避難を希望する避難者に対しては、住居、生活、医療、介護、教育等の多様な要望を把握し、必要な支援につなげる。
- (2) 避難者に関する情報を活用し、避難者に対し居住地市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

国、県、関係市町村及び原子力事業者は、相互に連携し、必要な復旧・復興対策を講じる。

1 放射性物質による汚染の除去等

国が示す除染の方針に沿い、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

- (1) 緊急時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 関係機関と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業等に係る生産物等の適切な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 市民等からの心身の健康に関する相談に対応する。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質若しくは放射線が広範囲に拡散し、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はその恐れのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、及び迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- (4) モニタリングの実施
- (5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (6) 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- (7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際、事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際、事故の状況に応じて消防機関の安全確保を図りつつ、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するための体制を整備する。

また、市町村、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。